

## 綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商業者の魅力ある店舗づくりを支援し、市内商業の活性化を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 空き店舗活用事業 過去に店舗や事務所等の用に供していた現に営業していない市内の施設（以下「空き店舗」という。）を活用する事業をいう。
- (3) 商品開発事業 市内に店舗がある事業者が行う販売を目的とした綾瀬市にふさわしい商品を開発する事業をいう。
- (4) 販売促進事業 市内に店舗がある事業者が開発した商品や個店の主力商品の販売を促進する事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に規定する小売業、飲食サービス業（大分類Mのうち中分類76、77）、生活関連サービス業（大分類Nのうち中分類78、79）のいずれかを営み、又は営むことを予定している者であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 綾瀬市又は国、県等から同様の趣旨の補助金等の交付又は交付決定を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5

号の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業

イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条に規定する大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗内のテナント店舗で事業を営む者

オ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

カ その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 空き店舗活用事業

ア 空き店舗を活用して、週4日以上営業し、2年以上継続するもの。

イ 空き店舗を自ら所有又は賃借し事業を営み、事業を継続する事業計画を有するもの。

ウ 事業計画の作成に関して、専門家(中小企業診断士等)の助言及び指導を受けているもの。

エ 開業から2年間、1年以内に2回以上、商工会等による経営診断、指導を受けるもの。

(2) 商品開発事業

ア 開発する商品(以下「新商品」という。)が、既存又は競合する商品と比較し、本市の特色を活かして差別化が図られているもの。

イ 登録商標等紛らわしくないもの。

ウ 綾瀬市のイメージを損なわないもの。

(3) 販売促進事業

新商品又は主力商品の販路拡大及び魅力発信のため、イベント等への出店や広告宣伝等により販売を促進するもの。

(補助対象期間)

第5条 補助事業のうち空き店舗活用事業及び商品開発事業に係る補助対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 空き店舗活用事業

交付決定日から当該事業年度の1月31日までとする。

(2) 商品開発事業

新商品の販売を開始した日の前日までの1年間とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金交付の対象となる経費「以下「補助対象経費」という。）は別表第1に定めるとおりとし、算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市商業者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表第2に掲げる補助事業における必要書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合、その内容を審査し、交付の適否について決定したときは、綾瀬市商業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の変更等の承認)

第10条 市長は前条の規定による申請を承認したときは、綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認通知書（第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業のうち商品開発事業に係る補助金は、交付決定後、適正な請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により取消しを決定したときは、綾瀬市商業者支援事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害による場合
- (2) その他市長が特別な事情があると認めた場合

2 前項の規定による補助金の一部返還金額は、補助事業のうち空き店舗活用事業において第4条第1項第1号のアの条件を満たさなくなった者については、交付決定額を24で除して得た額に、営業を行わない月数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、当該事業の完了後30日以内に、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に別表第3に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助事業のうち商品開発事業に係る補助事業者にあつては、この限りではない。

（事業状況報告）

第15条 空き店舗活用事業に係る補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、空き店舗活用事業状況報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、第4条第1号エに規定する商工会等による経営診断、指導の状況報告については、その都度、書面により報告するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	限度額
空き店舗活用事業	(1) 工事を伴う改装費 (2) 設備購入費 (3) 販売促進に係る広告宣伝費用 (4) 店舗の賃貸借契約上の6月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金等を除く。）	補助対象経費の1/2以内	1回 50万円
商品開発事業	(1) 新商品の開発に係る原材料費 (2) 新商品のパッケージ、ラベル等のデザイン開発（作成）費 (3) マーケティング、調査分析に要する経費 (4) 専門家等の招聘に要する経費 (5) 商標登録に要する経費 (6) 機械装置、設備類の購入費	補助対象経費の2/3以内	1商品 10万円
			「ばら」にちなんだ商品 1商品 150万円
販売促進事業	(1) 販売促進に係る出店経費、広告等宣伝費	補助対象経費の2/3以内	1事業者 10万円

備考 改装工事は、市内の事業者に発注することを条件とする。

別表第2（第7条関係）

補助事業	申請必要書類
------	--------

共通	(1) 反社会的勢力に係る誓約書（第2号様式） (2) その他市長が必要と認める書類
空き店舗活用事業	(1) 空き店舗活用事業計画書（第3号様式） (2) 収支予算書 (3) 開業届の写し又はそれに類する書類の写し (4) 補助事業者の定款又は規約及び名簿 (5) 位置図及び見取図 (6) 施設の所有権、借地権又は賃借権等を証する書類 (7) 法令、条例、規則等による資格、許認可、届出等を行っている場合は、その許可書等の写し (8) 現況写真等、空き店舗であることが確認できる書類 (9) 設計の概要図（平面図、正面図等） (10) 見積書（30万円以上の場合は2者以上の見積書） ※(9)・(10)は改装費の申請の場合
商品開発事業	(1) 商品開発（販売促進）事業商品説明書（第4号様式） (2) 新商品の全体像が分かる写真 (3) 店舗内で販売している様子が分かる写真 (4) 補助対象経費に係る収支決算書 (5) 補助対象経費に係る領収書等支払いを証する書類の写し
販売促進事業	(1) 商品開発（販売促進）事業商品説明書（第4号様式） (2) 販売促進事業計画書（第5号様式） (3) 新商品又は主力商品の全体像が分かる写真 (4) 補助対象経費に係る収支予算書

別表第3（第14条関係）

補助事業	実績報告必要書類
共通	(1) 収支決算書 (2) 法令、条例、規則等による資格、許認可、届出等を事業開始後に行った場合は、その許可書等の写し (3) 補助対象経費に係る領収書等支払いを証する書類の写し

空き店舗活用事業	(1) 補助事業の実施を証明する写真、現物等
販売促進事業	(1) 販売促進事業報告書（第10号様式） (2) 補助事業の実施を証明する写真、現物等



第1号様式（第7条関係）

年度綾瀬市商業者支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、交付審査にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助事業の名称	
2 事業所等所在地（予定）	
3 事業所（商品）等の名称	
4 業種・事業の内容	
5 事業の着手及び 完了（予定）日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 開業・発売（予定）日	年 月 日
7 補助対象経費	円
8 補助金交付申請額	円
9 添付書類	

第2号様式（第7条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
氏名又は代表者名（フリガナ）  
性 別  
生 年 月 日  
電 話 番 号 （ ）

私（当社）、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第3号様式（第7条関係）

空き店舗活用事業計画書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
氏名又は代表者名  
電 話 番 号 ( )

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、事業計画書を提出します。

1 店舗の概要について

(1) 名称
(2) 所在地
(3) 営業日（週4日以上）

2 事業計画の内容について

(1) 現在の状況
(2) 事業内容



### 3 空き店舗の状況について

(1) 空き店舗について	
所在地住所	
所有者住所	
所有者氏名	
面積	m <sup>2</sup>
※所有の場合、次の内容も記載してください。	
所有年月日	年 月 日
※賃借の場合、次の内容も記載してください。	
賃借料 (月額)	円
賃借期間	年 月 日から 年 月 日まで
(2) 改装工事について (改装工事を行う場合に記載)	
改装目的	
改装場所	
改装工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式（第7条関係）

商品開発（販売促進）事業商品説明書

名 称	
内容・特徴	
製造会社	住所 〒           — 名称
現在の販売状況及び 今後の販売計画	

第5号様式（第7条関係）

販売促進事業計画書

出店の場合

1 出店期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 出店内容	イベント等名称  所在地 〒 -  来場者数（予定） 人
3 販売個数	個
4 売上目標・見込まれる成果	円（販売単価 円）

広告等宣伝の場合

1 宣伝方法（規格）	チラシ・ポスター・パンフレット・タウン紙・新聞 その他（ ） 規格（ ）
2 内容	
3 作成枚数	枚
4 配布方法（掲示方法）	
5 配布場所（掲示場所）	
6 売上目標・見込まれる成果	円（ 年 月 日から 年 月 日まで）

第6号様式（第8条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金の名称 綾瀬市商業者支援事業補助金

2 補助事業の名称

3 補助金交付の可否 可 ・ 否

4 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

5 補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市商業者支援事業補助金要綱を遵守すること。



第7号様式（第9条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更等が生じたので、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称		
補助事業の変更等	変更 ・ 中止 ・ 廃止	
変更等理由		
変更事項・内容	変更後	
	変更前	
その他		

第8号様式（第10条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金変更等承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました補助事業内容の変更（中止・廃止）  
について、綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり  
承認したので通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更等の理由

第9号様式（第12条関係）

綾瀬市商業者支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市綾瀬市商業者支援事業補助金については、綾瀬市綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	



第11号様式（第15条関係）

空き店舗活用事業状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

綾瀬市商業者支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、 年 月末  
日現在の事業状況を報告します。

- 1 補助金交付を受けた年度 年度
- 2 事業状況の報告内容 別紙決算証明書類のとおり